

令和5年度 第4回 岐阜県内水面漁場管理委員会 議事録

1. 開催日時

令和5年12月20日(水) 13:30~14:15

2. 開催場所

県庁17階 1701会議室

3. 出席者

委員の定数 13名

出席委員 12名

4. 議題

議第9号 令和5年放流実績について

議第10号 共同漁業および区画漁業の免許申請について(答申)

議第11号 遊漁規則の制定について(答申)

議第12号 揖斐川上流部における採捕禁止に係る委員会指示の適用除外について

その他

5. 議事の経過

別添のとおり

会 議 録

| 発 言 者 | 発言内容 |
|--------------------------------|---|
| 開 会 | |
| 事 務 局 | 本委員会定数13名中12名の出席であり、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定第6条で定める「過半数の出席」を満たしていることを報告。 |
| 会 長 | 議事録署名者を依頼。 |
| 議第9号 令和5年放流実績について | |
| 事 務 局 | 令和5年放流実績について指示数量未満となっている漁業権魚種について9件を審査のうえ措置内容を検討。指示数量未満となっているすべての放流実績について正当な理由であり、他の魚種への変更等することを認める。 |
| 委 員 | ワカサギの受精卵が放流されていないが、実際にはどこへの放流を想定していたか。また、コクチバスの餌資源としてワカサギがセット放流されているのではないかという記事があったが状況は。 |
| 事 務 局 | ワカサギ卵の放流はダム湖を想定したものである。コクチバスの生息が確認された2か所のため池ではワカサギも発見された。このため池では、漁協や周辺住民も放流していないことから、誰かが放流したものと考えられる。 |
| 原案のとおり決定 | |
| 議第10号 共同漁業および区画漁業の免許申請について（答申） | |
| 事 務 局 | 共同漁業および区画漁業の免許申請について審議。51件の漁場計画に対して、1件の区画漁業権を除く、2件の第一種共同漁業権、48件の、第五種共同漁業権に申請があり、事務局で適格性を審査したところすべて適格性を有していることを確認し、さらに増殖指針に従った増殖計画が提出されていることを確認。 |
| 委 員 | 漁業法第七十二条の「関係地区内に住所を有し一年に三十日以上水産動植物の採捕又は養殖をする者の属する世帯の数」という条件はあまり意味がないのではないか |
| 事 務 局 | 年に三十日以上水産動植物の採捕又は養殖をする者の属する世帯の数は組合員名簿から確認している。漁業法に基づき審査しているが、委員の意見については水産庁へ報告する。 |
| 委 員 | 区画漁業で養殖をしている魚は何か。 |
| 事 務 局 | こいとふなである。 |
| 原案のとおり答申することを決定 | |

| | |
|---------------------------------------|---|
| 議第11号 遊漁規則の制定について（答申） | |
| 事務局 | 先ほど答申をいただいた48件の第五種共同漁業権に係る遊漁規則の制定について審議。すべての遊漁規則が遊漁を不当に制限するものでないこと、遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであることを説明。遊漁料の減免については、70歳以上の減免廃止、18歳以下の無料化が多いことを説明。多様な漁場利用として、鮎ルアー漁場やキャッチアンドリリース漁場が増加したことを報告。禁漁区の設定方法として輪番禁漁を導入する漁協が2例あることを報告。 |
| 意見なし | |
| 原案のとおり答申することを決定 | |
| 議第12号 揖斐川上流部における採捕禁止に係る委員会指示の適用除外について | |
| | <p>揖斐川上流部における水産動物の採捕禁止の委員会指示について、水産資源の繁殖保護に資する調査研究のため徳山ダム管理所長、摂南大学農学部応用生物科学科長、県環境生活政策課より申請があり、その是非について審議するもの。</p> <p>【申請内容概要】</p> <p>1. 徳山ダム管理所 適用除外する委員会指示事項：揖斐川上流部における魚類の採捕禁止 採捕する水産動物の種類及び量： 採捕禁止区域内に生息する魚類 10,000尾以内 採捕する区域： ・揖斐川町塚奥山地内の才谷合流点から上流の揖斐川及びその支派川 ・揖斐川町門入地内の黒谷合流点から上流の揖斐川支流西谷、黒谷及びその支派川 採捕の期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 漁具及び漁法：投網、タモ網、定置網</p> <p>2. 摂南大学農学部応用生物科学科 適用除外する委員会指示事項：揖斐川上流域における魚類の採捕禁止 採捕する水産動物の種類及び量： 採捕禁止指示区域に生息する魚類（1,000尾以内） 採捕する区域： ・揖斐川町（旧藤橋村）塚奥山地区の才谷合流点から上流の揖斐川及</p> |

びその支流

・揖斐川町（旧藤橋村）門入地区の黒谷合流点から上流の揖斐川支流
西谷川、黒谷及び その支流

採捕の期間：令和6年4月1日から令和6年12月31日まで

漁具及び漁法：竿釣り、エレクトロフィッシャー

3. 県環境生活政策課

適用除外する委員会指示事項：揖斐川上流域における魚類の採捕禁止
採捕する水産動物の種類及び量：

採捕禁止指示区域に生息する魚類、両生類、甲殻類（10,000尾以内）

採捕する区域：

・揖斐川町（旧藤橋村）塚奥山地区の才谷合流点から上流の揖斐川及
びその支流

・揖斐川町（旧藤橋村）門入地区の黒谷合流点から上流の揖斐川支流
西谷川、黒谷及び その支流

採捕の期間：許可日から令和6年12月19日まで

漁具及び漁法：投網、たも網、竿釣り、地びき網、セルビン、プラン
クトンネット

【申請業務の概要】

1. 徳山ダムの湛水化以降の生物相の把握と、湛水が魚類に及ぼす影
響に関する調査であり、平成15年から継続実施されている。昨年の申
請内容から採捕従事者の一部が転勤等により変更、採捕方法は、投網、
たも網、定置網になっている。申請者は、漁場管理委員会指示の適用除
外申請の他に、徳山ダム湖、他の支流を調査対象としており、徳山ダム
から上流の区域を対象に岐阜県漁業調整規則第44条に規定する特別採
捕許可を知事に申請している。

2. 本州中部以西に分布する溪流魚など外来魚類の分布・個体群調査
を実施している。漁場管理委員会指示の適用除外申請の他に、他の支流
を調査対象としていることから、岐阜県漁業調整規則第44条に規定す
る特別採捕許可を知事に申請している。

3. 本州中部以西に分布する溪流魚など外来魚類の分布・個体群調査
を今年度から実施している。漁場管理委員会指示の適用除外申請の他
に、他の支流を調査対象としていることから、岐阜県漁業調整規則第4
4条に規定する特別採捕許可を知事に申請している。

| | |
|----------|--|
| | <p>【妥当性】</p> <p>本委員会指示は、徳山ダム建設に伴って自由漁場となった当該漁場において、水産資源が著しく減少するといった事態が生じたことから、平成15年から、保護すべき箇所を選定し水産動物の採捕禁止を指示したもの。本申請による調査は今後、当該漁場に漁業権を設定することになった場合に、漁場計画策定に係る科学的根拠になりうるものである。また、採捕魚等については徳山ダム管理所および摂南大学は全て放流、県環境生活政策課は一部を標本とする以外は放流することとしており、水産資源に悪影響を与えるものではない。</p> |
| 委 員 | 徳山ダムの上流に冠山トンネルが開通したことから、通行者が多くなることが予測される。禁漁区であることの掲示はできているのか？ |
| 事 務 局 | 禁漁区であることや外来魚の放流禁止の掲示は、徳山ダム周辺の複数個所に看板を設置して実施している。新たに冠山トンネルが開通したことに併せ、さらなる周知徹底を図る予定。 |
| 原案のとおり決定 | |
| その他 | |
| 事 務 局 | <ul style="list-style-type: none"> ・うなぎ稚魚漁業の結果について報告 ・コクチバス駆除総合対策について報告 ・次年度の委員会開催日程について |
| 委 員 | 河川調査中にコクチバスを発見した場合にはどこに通報すればよいのか。 |
| 事 務 局 | その地区を管轄する漁協へ報告いただければ、県へ集約されるように調整している。 |
| 閉 会 | |
| 事 務 局 | 会長が挨拶し、閉会を宣言。 |